

大学院等修学休業状況 令和6年度調査

大学院等修学休業状況とは、大学院修学休業制度、自己啓発等休業制度及びその他の休業制度を活用した大学院等への修学に伴う休業状況を指す。令和6年度調査には、令和6年4月1日時点において休業中の者（新規、継続問わず。）を計上している。

1. 制度ごとの休業者数

【所属学校種別人数】(人)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	計
大学院修学休業	21	18	27	2	0	0	68
自己啓発等休業	39	24	24	11	0	0	98
その他の休業	4	1	1	1	0	0	7
計	64	43	52	14	0	0	173

※「その他の休業」とは、各自治体において定められた、教員の資質向上等に係る休業制度等を活用した休業を指す。
(疾病や育児、介護、その他自己都合等を理由とする休業は除く。)

(参考)(人)

	養護教諭	栄養教諭
大学院修学休業	2	1
自己啓発等休業	0	0
その他の休業	0	0
計	2	1

※養護教諭（養護助教諭を含める）及び栄養教諭については、上記【所属学校種別人数】にも含まれている。

【男女別人数】(人)

	男	女	計
大学院修学休業	26	42	68
自己啓発等休業	25	63	88
その他の休業	1	6	7
計	52	111	163

※男女別内訳を集計している自治体における人数のみ掲載。

【年齢別人数】(人)

	30歳以下	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56歳以上	計
大学院修学休業	14	16	17	10	6	4	1	68
自己啓発等休業	13	10	25	21	18	9	2	98
その他の休業	1	2	1	0	3	0	0	7
計	28	28	43	31	27	13	3	173

【修学期間別人数】(人)

	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	計
大学院修学休業		22	44	2	68
自己啓発等休業	4	26	61	7	98
その他の休業	0	3	4	0	7
計	4	51	109	9	173

※大学院修学休業制度においては、3年以内かつ1年単位での休業とする。

※延長期間は含めない。

【修学先別人数（国内）】					（人）
	国立	公立	私立	その他の機関等	計
大学院修学休業	41	2	19		62
自己啓発等休業	41	6	31	7	85
その他の休業	3	0	2	0	5
計	85	8	52	7	152

※「その他の機関等」とは、附属研究所やセンター、専門学校等の大学及び大学院以外の機関等を指す。

（参考）				（人）
	新教育大学	教員養成系大学	非教員養成系大学	計
大学院修学休業	11	18	12	41
自己啓発等休業	8	17	16	41
その他の休業	3	0	0	3
計	22	35	28	85

※新教育大学とは、兵庫教育大学、上越教育大学及び鳴門教育大学の３大学の総称である。

これらの新教育大学では大学院修士課程に学校教育研究科を置いている。また、現職教員の高度研修及び研鑽の機会を確保する観点から、大学院生の３分の２程度を教職経験３年以上の現職教員の受け入れに充てている。

【修学先別人数（国外）】								（人）
	アメリカ	イギリス	フランス	カナダ	オーストラリア	フィリピン	その他	計
大学院修学休業	3	1	0	0	1	0	1	6
自己啓発等休業	3	3	2	2	1	1	1	13
その他の休業	0	0	0	0	1	1	0	2
計	6	4	2	2	3	2	2	21

※その他は台湾（１名）、
ニュージーランド（１名）

２．大学院修学休業制度における休業目的

【主として取得予定の免許状種別人数：中学校】							（人）
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健
1	2	1	3	2	1	0	0
技術	家庭	職業	職業指導	職業実習	外国語(英語)	宗教	計
1	0	0	0	0	5	0	16

※「主として取得予定の免許状」とは、教育公務員特例法第26条に規定される、大学院修学休業制度において休業の目的となる専修免許状を指す。以下、同様とする。

【主として取得予定の免許状種別人数：高等学校】							(人)
国語	地歴	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸
4	3	1	1	4	0	0	0
書道	保健体育	保健	看護	看護実習	家庭	家庭実習	情報
0	1	0	0	0	1	0	0
情報実習	農業	農業実習	工業	工業実習	商業	商業実習	水産
0	0	0	1	0	0	0	0
水産実習	福祉	福祉実習	商船	商船実習	職業指導	外国語(英語)	宗教
0	0	0	0	0	0	12	0
							計
							28

【主として取得予定の免許状種別人数：上記以外】					（人）
幼稚園	小学校	養護教諭	特別支援学校	栄養教諭	計
0	19	3	1	1	24

大学院等修学休業状況 令和6年度調査

(別紙)

【教育委員会別人数】

(単位：人)

		令和6年4月1日現在の休業者数			
		総数	令和6年度からの新規休業者数	令和5年度から引き続く休業者数	令和4年度から引き続く休業者数
1	北海道	5 (4)	3 (2)	2 (2)	0
2	青森県	0			
3	岩手県	0			
4	宮城県	1 (0)	1 (0)	0	0
5	秋田県	1 (0)	1 (0)	0	0
6	山形県	0			
7	福島県	1 (1)	1 (1)	0	0
8	茨城県	0			
9	栃木県	2 (1)	1 (0)	1 (1)	0
10	群馬県	2 (2)	2 (2)	0	0
11	埼玉県	7 (1)	3 (1)	4 (0)	0
12	千葉県	9 (4)	6 (3)	3 (1)	0
13	東京都	7 (7)	4 (4)	3 (3)	0
14	神奈川県	14 (8)	12 (8)	1 (0)	1 (0)
15	新潟県	0			
16	富山県	7 (3)	7 (3)	0	0
17	石川県	2 (0)	1 (0)	1 (0)	0
18	福井県	2 (0)	2 (0)	0	0
19	山梨県	0			
20	長野県	0			
21	岐阜県	1 (0)	1 (0)	0	0
22	静岡県	5 (4)	1 (1)	4 (3)	0
23	愛知県	10 (5)	5 (3)	5 (2)	0
24	三重県	0			
25	滋賀県	1 (1)	1 (1)	0	0
26	京都府	6 (2)	4 (1)	1 (1)	1 (0)
27	大阪府	14 (2)	9 (1)	4 (1)	1 (0)
28	兵庫県	9 (0)	3 (0)	4 (0)	2 (0)
29	奈良県	4 (1)	2 (0)	2 (1)	0
30	和歌山県	1 (1)	1 (1)	0	0
31	鳥取県	0			
32	島根県	0			
33	岡山県	5 (2)	2 (2)	3 (0)	0
34	広島県	4 (1)	3 (1)	1 (0)	0
35	山口県	4 (4)	0	4 (4)	0
36	徳島県	0			
37	香川県	1 (1)	0	1 (1)	0
38	愛媛県	2 (1)	1 (0)	1 (1)	0
39	高知県	2 (2)	0	1 (1)	1 (1)
40	福岡県	0			
41	佐賀県	0			
42	長崎県	1 (0)	1 (0)	0	0
43	熊本県	1 (1)	1 (1)	0	0
44	大分県	0			
45	宮崎県	3 (0)	2 (0)	1 (0)	0
46	鹿児島県	0			
47	沖縄県	4 (1)	0	4 (1)	0
48	札幌市	0			
49	仙台市	1 (0)	1 (0)	0	0
50	さいたま市	3 (1)	2 (0)	1 (1)	0
51	千葉市	0			
52	横浜市	9 (3)	3 (2)	5 (1)	1 (0)
53	川崎市	1 (0)	1 (0)	0	0
54	相模原市	0			
55	新潟市	2 (0)	0	2 (0)	0
56	静岡市	0			
57	浜松市	0			
58	名古屋市	0			
59	京都市	5 (0)	3 (0)	2 (0)	0
60	大阪市	4 (2)	3 (1)	1 (1)	0
61	堺市	0			
62	神戸市	1 (0)	0	1 (0)	0
63	岡山市	0			
64	広島市	0			
65	北九州市	2 (0)	2 (0)	0	0
66	福岡市	1 (1)	0	1 (1)	0
67	熊本市	0			
68	豊能地区	6 (1)	3 (0)	2 (1)	1 (0)
計		173 (68)	99 (39)	66 (28)	8 (1)

※（ ）内の数字は、大学院修学休業者数で内数。